

平成十六年政令第百九十八号

景観法施行令

内閣は、景観法（平成十六年法律第百十号）第七條第四項、第八條第二項第五号ロ及びホ、第三項並びに第八項、第十一條第一項、第十六條第七項第一号、第十号及び第十一号、第十七條第三項、第十八條第一項、第二十二條第一項ただし書、第二十四條第三項（同法第三十二條第二項において準用する場合を含む。）、第三十一條第一項ただし書、第八十一條第一項並びに第九十三條第四号並びに同法第五十五條第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三條第一項前段及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公共施設）

第一条 景観法（以下「法」という。）第七條第四項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、運河及び水路並びに防水又は防砂の施設とする。

（特定公共施設）

第二条 法第八條第二項第四号ロの政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。
一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業に係る土地改良施設
二 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道
三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による保安施設事業に係る施設
四 都市緑地法（昭和四十八年法律七十二号）による市民緑地契約に係る市民緑地
五 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）による雨水貯留浸透施設（国若しくは地方公共団体又は同法第二条第四項に規定する河川管理者が設置し、又は管理するものに限る。）

六 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備
七 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設（国又は地方公共団体が設置し、又は管理するものに限る。）
八 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止施設（地方公共団体が設置するものに限る。）
九 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑（自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの）

第三条 法第八條第二項第四号ホの政令で定める行為は、自然公園法（昭和三十二年法律第六

十一号）第二十條第三項第一号、第七号及び第十五号（同法第二十二條第三項の許可については、同法第二十條第三項第一号及び第七号）に掲げる行為とする。
（景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準）

第四条 法第八條第四項第一号の届出を要する行為に係る同項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、当該景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 さんごの採取
- 四 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積
- 五 水面の埋立て又は干拓
- 六 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）
- 七 火入れ

（景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準）

第五条 法第八條第四項第二号の制限に係る同項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物の建築等（法第十六條第一項第一号に規定する建築等をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の建設等（同項第二号に規定する建設等をいう。以下同じ。）の制限は、次に掲げるものによること。
- イ 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。この場合において、当該制限は、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないように定めること。
- ロ 建築物若しくは工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面の位置の制限若

しくは建築物の敷地面積の最低限度は、建築物又は工作物の高さ、位置及び規模が一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めること。

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四條第十二項に規定する開発行為（以下単に「開発行為」という。）の制限は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によつて生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について定めること。

- 三 法第十六條第一項第四号に掲げる行為の制限は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、制限する行為ごとに必要な行為の方法又は態様について定めること。
- （景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画）
- 第六条 法第八條第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。
- 一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項の許可に係る新設若しくは改築に係る工事の内容、同法第十条第一項の許可若しくは同法第十八條第二項の規定による届出に係る工事の区間及び工事方法又は同法第十二條第一項の許可に係る工事実施計画
 - 二 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十一年法律第八十一号）第六條第一項の共同溝整備計画
 - 三 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第五条第一項の特定交通安全施設等整備事業の実施計画
 - 四 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第五条第二項の電線共同溝整備計画
 - 五 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六條の二第一項の河川整備計画
 - 六 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第十条第一項の推進計画
 - 七 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条の三第一項の海岸保全基本計画又は同法第

十三條第二項の協議に係る海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画
八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項の港湾計画
九 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第三十二條第一項の埠頭保安規程又は同法第三十三條第一項の埠頭保安規程に相当する規程

- 十 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七條第一項、第十九條第一項若しくは第十九條の三第一項の特定漁港漁場整備事業計画又は同法第二十六條の漁港管理規程
 - 十一 自然公園法第七條第一項又は第二項の公園計画
 - 十二 土地改良法第七條第一項若しくは第九十五條第一項の認可に係る土地改良事業計画又は同法第八十七條第一項、第八十七條の二第一項若しくは第九十六條の二第一項の土地改良事業計画
 - 十三 下水道法第四條第一項又は第二十五條の十一第一項の事業計画
 - 十四 森林法第五條第一項の地域森林計画又は同法第七條の二第一項の森林計画
 - 十五 都市緑地法第四條第一項の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
 - 十六 特定都市河川浸水被害対策法第四條第一項の流域水害対策計画
 - 十七 地すべり等防止法第九條の地すべり防止工事に関する基本計画又は同法第十一條第二項の協議に係る地すべり防止工事に関する設計及び実施計画
- （景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模）
- 第七条 法第十一條第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、法第八條第一項に規定する土地の区域において一体として行われる良好な景観の形成の促進のための住民の活動及び法第十一條第二項に規定する特定非営利活動法人その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者の活動の現況及び将来の見通しを勘案して、特に必要があると認められるときは、景観行政団体は、条例で、区域を限り、〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

(景観地区に関する都市計画に定められた制限に適合することを要しない形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定)

第十七条 法第六十二条ただし書の政令で定める他の法令の規定は、第十一条第二号、第六号及び第七号に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物又はその部分の形態意匠に係るものとする。

(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る取用委員会の裁決の申請手続)

第十八条 法第七十条第二項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による取用委員会の裁決を求めようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を取用委員会に提出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名又は名称及び住所
二 当該建築物の所在地
三 当該建築物について裁決申請者の有する所有権その他の権利
四 当該建築物の形態意匠、用途及び構造の概要
五 法第七十条第一項の規定による命令の内容
六 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日
七 通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに裁決申請者が求める補償金額及びその内訳
八 前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項

第十九条 市町村長は、法第七十一条第一項の規定により、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者又は工事施工者に対し、当該建築物につき、その建築等に関する工事のうち屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分に係るもの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

市町村長は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、当該建築物の屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分及びこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査することができる。

(条例で景観地区内の工作物の形態意匠等の制限を定める場合の基準)

第二十条 法第七十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
一 工作物の形態意匠の制限は、当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限と相まって、建築物及び工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。

二 工作物の高さの最高限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域、当該市街地が連続する山の稜線その他その背景と一体となつて構成している良好な景観を保全するために特に必要と認められる区域その他一定の高さを超える工作物の建設等を禁止することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。

三 工作物の高さの最低限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。

四 壁面後退区域における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。次号において同じ。)の設置の制限は、当該壁面後退区域において空地を確保することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。
五 前各号の制限は、工作物の利用上の必要性、当該景観地区内における土地利用の状況等を考慮し、地域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において定めること。

六 景観地区工作物制限条例には、次に掲げる法第七十二条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。
イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該工作物又はその部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定
(1) 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十五条第二項及び第三項

(2) 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第四条第四項及び第五項、第六条第五項並びに第九十四条の七
法第六十九条の規定の例による工作物についての適用の除外に関する規定
ハ 屋外広告物法第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置についての適用の除外に関する規定

(条例で景観地区又は準景観地区内において規制をすることができる行為)
第二十一条 法第七十三条第一項及び第七十五条第二項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(開発行為を除く。)
二 木竹の植栽又は伐採
三 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
四 水面の埋立て又は干拓
五 特定照明

(条例で景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準)
第二十二条 法第七十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
一 開発行為又は前条各号のいずれかに該当する行為であつて、地域の特性、当該景観地区における土地利用の状況等からみて、当該景観地区における良好な景観の形成に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものについて規制をすること。

二 前号の行為(国の機関又は地方公共団体が行うものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、市町村長の許可を受けなければならないものとする。この場合において、国の機関又は地方公共団体が同号の行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならないものとする。
三 第一号の行為についての規制は、次に掲げるものによること。
イ 開発行為についての規制は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないよう、法第七十三条第一項の規定に基づく条例(以下この条において「景観地区開発行為等制限条例」という。)で、切

土若しくは盛土によつて生じる法の高さの最高限度、開発区域において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度を定めて行うこと。
ロ 前条各号に掲げる行為についての規制は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、景観地区開発行為等制限条例で、規制をする行為ごとに必要な行為の方法又は態様を定めて行うこと。
ハ 第一号の行為についてイ又はロの制限を定める場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、景観地区開発行為等制限条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めること。
四 景観地区開発行為等制限条例には、次に掲げる行為についての第二号並びに前号イ及びロの制限の適用の除外に関する規定を定めること。
イ 第八条第三号及び第四号に掲げる行為
ロ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
ハ 法第三十一条第一項の許可に係る行為
ニ 景観計画に法第八条第二項第四号ロに掲げる事項(当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のもので認められる前号イ又はロの制限に関する事項に限る。)が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
ホ 法第八条第二項第四号ハ(一)から(七)までに規定する許可(景観計画に当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のもので認められる前号イ又はロの制限に関する事項が定められているものに限る。)の区域内の農用地区域内における農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可に係る行為
ト 都市計画法第二十九条第一項の許可(同法第三十三条第五項の規定に基づく条例に

条第一項及び第十八条の改正規定を除く。)、第六條、第九條、第十一條、第十二條、第十三條(都市再開発法施行令第四十九條の改正規定を除く。)、第十四條、第十五條、第十八條、第十九條(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九條の改正規定に限る。)、第二十條から第二十二條まで、第二十三條(景観法施行令第六條第一号の改正規定に限る。)、第二十五條及び第二十七條の規定並びに次条及び附則第三條の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年二月二十六日政令第四二四号) 抄

(施行期日)

第一條 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年二月二十六日政令第四二七号)

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十二月二十七日)から施行する。

附 則 (平成二十七年七月一七日政令第二七三号)

この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年七月十九日)から施行する。

附 則 (平成二十七年一月二十六日政令第三九二号) 抄

(施行期日)

第一條 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(経過措置の原則)

第二條 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。